

平成26年度秋田県屋外広告物審議会議事録

1. 日 時 平成26年10月9日(木) 午後1時30分～午後3時00分

2. 場 所 ルポールみずほ 3階 百合の間

3. 議事案件等

(1) 第1号議案 屋外広告物の許可基準の見直しについて

4. 出欠の状況

(1) 出席委員(10人)

遠藤敏明、齊藤純子、佐々木桃子、柴田誠、菅原香織、高橋直美、石井正幸、元木崇、齊藤良隆、富田耕司

(2) 欠席委員(1人)

齊藤育雄

5. 議事の概要等

(1) 開会、都市計画課長挨拶、委員及び事務局紹介

○栗田主幹

本日は、お忙しいところ、秋田県屋外広告物審議会に御出席いただきましてありがとうございます。

本日の司会進行を務めます秋田県建設部都市計画課の栗田と申します。

開会に先立ちまして資料の確認をさせていただきます。事前に皆様にお送りしている資料で、本日お持ちいただくようお願いしていたものとして、議案書、屋外広告物法令ハンドブック、また、机の上に置かれております資料として本日の審議会の次第が1枚、審議会の委員名簿が1枚、配席図が1枚、秋田県屋外広告物条例の当審議会に係る部分を抜粋したものが1枚となっております。また、本日の説明はパソコンで行いますので、その画面を印刷した冊子が1部と屋外広告行政における官民連携の取組についてと題したA4両面の資料が1枚となっております。以上冊子が3つとA4ワンペーパーが5枚の併せて8つが本日の資料となっております。資料の不足等ございましたら事務局へお知らせ願います。

よろしければ、ただいまより平成26年度秋田県屋外広告物審議会を開催いたします。今回は8月の委員改選後初めての審議会で、審議していただく議案は1件です。はじめに秋田県建設部都市計画課長の石山より御挨拶申し上げます。

○石山課長

建設部都市計画課長の石山でございます。よろしくお願ひいたします。委員の皆様には、大変お忙しい中御出席いただき誠にありがとうございます。また、日頃から本県の屋外広告物行政のみならず県政運営全般において御理解と御協力をいただき、この場をお借りしまして厚く御礼申し上げます。

さて、屋外広告物の表示又は設置につきましては、地域の良好な景観を形成しまして、公衆に対し危害を防止するため、必要な規制の基準を定めているところでございます。

しかしながら、山形県内において平成24年度、25年度と2年連続して屋外広告物の落下事故が発生してございます。幸い人的被害はなかったものの一步間違えれば非常に大きな事故につながったものと思われまふ。本県においてもそのような事故の無いよう屋外広告物の監視体制を強化し、事故の未然防止に努めているところでございます。

また、広告技術の発達により多種多様な広告物の申請がございまして、許可を行う上で判断に迷う案件が増加しております。屋外広告物に関する基準の緩和を求める要望も寄せられております。このように屋外広告物を取り巻く情勢が変化するなか、これまでの許可基準では実情に合わない部分が生じてきていることから、今回その見直しを行おうとするものであります。

本日の審議会においては、許可基準の見直しについて御審議いただくこととしておりますが、より良い屋外広告物行政を進めていくためにも、委員の皆様には忌憚のない御意見、御審議をお願いしまして簡単ではございますが挨拶とさせていただきます。

よろしくお願ひいたします。

○栗田主幹

次に委員改選により新任された委員の御紹介をさせていただきます。学識経験者の分野から御就任いただきました秋田県商工会議所連合会常任幹事の柴田誠委員でございませう。秋田県飲食業生活衛生同業組合理事長の齊藤育雄委員でございませう。なお、齊藤育雄委員におかれましては、本日所用により欠席されております。

次に県及び行政機関の職員の分野から秋田県警察本部生活安全部長の齊藤良隆委員でございませう。

続きまして、事務局側の職員を御紹介させていただきます。先ほど御挨拶申し上げました都市計画課長の石山でございます。都市計画課副主幹の古井です。都市計画課主任の刀根です。

早速ではございますが、本日の会議の成立状況について私の方から御報告申し上げます。本日お渡ししてあります、県条例の抜粋にも記載してありますが、秋田県屋外広告物条例第25条第2項の規定で、「審議会は、委員の過半数が出席しなければ会議を開くことができない」とされてあります。本日は委員の過半数の御出席をいただいておりますので、本審議会が成立していることを御報告申し上げます。

(2) 会長選任、会長代理指名、議事録署名委員指名

○栗田主幹

次に、会長の選任についてでございます。委員改選後初の審議会となりますので、会長を選任する必要があります。条例第24条第2項の規定で、委員の互選によることとなっておりますが、いかがいたしましょうか。

○石井委員

私の方から、遠藤教授に引き続き会長をお願いしたいと思いますが、皆様いかがでしょうか。

○栗田主幹

皆様の拍手をいただきましたが、他に意見はございませんでしょうか。

では、遠藤委員に会長をお願いしますので、よろしくお願いいたします。

それでは、これ以降の議事の進行に関しては遠藤会長をお願いいたしますので、会長席へ移動をお願いします。

○遠藤会長

秋田大学の遠藤と申します。どうぞよろしくお願いいたします。委員の改選ということで、会長にならないということであればぜひお願いしますと申し上げましたが、非常に素晴らしい委員の方がたくさんおられますので、私以外の方がよろしいのではないかと申し上げましたが、僭越ながら会長ということでやらせていただきます。皆様よろしくお願いいたします。

それでは会議を始めたいと思いますが、その前に秋田県屋外広告物条例第24条第4項の規定によりまして、会長に事故があるときに会長の職務を代理する委員を、会長が予め指名することとなっております。

会長代理を菅原委員をお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

次に、本日の議事録署名委員につきまして、柴田委員と高橋委員をお願いいたします。

(3) 第1号議案 屋外広告物の許可基準の見直しについて

○遠藤会長

それでは議案の審議に入りたいと思います。

第1号議案「屋外広告物の許可基準の見直しについて」事務局から説明をお願いいたします。

○刀根主任

それでは、私の方から議案について御説明させていただきます。事前にお配りしている資料の中で、こちらのスクリーンと同じものを印刷したものがございますので、どちらか好きな方を御覧いただければと思います。

それでは、第1号議案「屋外広告物の許可基準の見直しについて」御説明させていただきます。

○刀根主任

今回見直しを予定している内容は、発光装置又は照明装置を有する広告物の距離規制の緩和であります。どのような広告物かといいますと、画面写真のような照明付き看板やネオンサイン、オーロラビジョンなどが該当となっております。

○刀根主任

現行の基準についてですが、野立広告塔又は野立広告板、突出広告板、アーチについては、交通信号機から20m以内の場所に設置しないこと。また、屋上広告塔又は屋上広告板については、交通信号機から10m以内の場所に設置しないこと。とされております。各広告物の個別の許可基準につきましては、お持ちいただいた法令ハンドブックに記載しておりますので、後で御覧いただければと思います。

○刀根主任

この距離規制があることによって、現在次のような問題点が出てきております。

まず1点目としまして、事業所の立地条件により、信号機から20m以内の場所に看板を設置せざるを得ない場合もありますが、この規制により効果的な屋外広告物の設置ができないケースが出てきております。

2点目としましては、光源の点滅や色の変化を伴う広告物、光源自体が文字や画像を形作る広告物などは、通常の照明付き広告物に比べ、光源が強いものや表示内容の変化を伴うため、交差点付近の広告景観の悪化や道路交通等への配慮が求められております。

○刀根主任

これらの問題点に対しまして、対応策を検討しました。

まず始めに、距離規制そのものの廃止を検討しましたが、廃止することにより広告景観の悪化や道路交通に支障が出るおそれがあることから、廃止はできないと判断しました。

次に、照明の種類に応じて距離規制を設定してみてもどうかと考えました。従来はなかった様々な広告物が表示されるようになったため、その中でも「光源が強いもの」や「表示内容の変化を伴うもの」と「それ以外のもの」に分類し、それぞれに距離規制を設けるというものです。

○刀根主任

光源が強いものや表示内容の変化を伴うものは、広告景観の悪化や道路交通等への影響が大きいと判断しました。

それ以外の照明付き広告物につきましては、影響は小さいと判断しました。

○刀根主任

次に距離規制の基準について検討することとし、類似の許可基準を調査したところ、秋田県警察本部が策定した「道路使用許可事務取扱要領」と、秋田県建設部道路課が策定した「道路占用許可事務等取扱要綱」というものがありました。

これらの規制内容は多岐にわたるため、詳細な内容につきましては省略させていただきますが、規制の実態としまして、発光するものや照明関連の許可事項についての信号機又は交差点からの規制距離は、街灯など比較的照度が強いものは10m以内に設置しないこととされており、屋台や自動販売機など照度がそれほど強くないものは5m以内に設置しないこととされておりました。

○刀根主任

改正案としましては、これらの規制距離を準用し、光源の強い広告物や表示内容に変化を伴う広告物につきましては、信号機から10m以内の場所に設置しないこととし、それ以外の照明付き広告物につきましては、信号機から5m以内の場所に設置しないこととしたいと考えております。

○刀根主任

今御説明しました改正案を簡単な図で示したものです。上が現行条例のイメージ図です。光源の強弱や表示内容の変化の有無にかかわらず、すべて一律の規制となっており、規制距離は信号機から20mとなっております。

下が今回の改正案のイメージ図です。光源の強弱や表示内容の変化の有無により規制距離を変えるものです。光源の強いものや表示内容に変化を伴うものは10m、それ以外の照明付き広告物は5mとしたいと考えております。

○刀根主任

最後にパブリックコメントの実施について御報告させていただきます。

パブリックコメントとは、県政の基本方針や計画等の立案、条例等の制定及び改正、審査基準等の作成や改正などを行う際、県民の皆様からの意見を反映させる機会を確保するとともに、当該意見に対する県の考え方を公表する一連の手続のことをいいます。

今回予定している屋外広告物の許可の個別基準の改正につきましては、秋田県県民意見提出手続に関する要綱第3条第1項(4)に定める審査基準に該当するため、パブリックコメントを実施する必要がありましたので、平成26年8月1日から9月1日までの1ヶ月間パブリックコメントを実施しましたが、意見はございませんでしたので、原案により審議会へ諮問させていただきました。

以上で第1号議案「屋外広告物の許可基準の見直しについて」の説明を終わります。よろしく御審議くださるようお願いいたします。

○遠藤会長

それでは、ただいまの説明について、御意見、御質問はございますでしょうか。

○菅原委員

光源の強い広告物かどうかというのは、どういう基準で判断するのでしょうか。光源の強さを測ったりするのでしょうか。

○刀根主任

具体的には光源の強さというよりは、光源が点滅したり動いたりするものに厳しい規制をかけようと考えております。光源の強さを規定するとなると、照度がどの程度が強いものなのか、弱いものなのかを判断しなければなりません、そこまでの検討には至っておりません。

○菅原委員

もし同じような条例を作っている他県の事例で、照度を測ったり申請の際に書類を提出しているところがあれば、参考にさせていただければと思います。何が良いのか悪いのか建てる方の立場になれば、分かりにくいのではないかと思います。

○栗田主幹

議案書の一番最後のページを御覧いただきたいのですが、ただし書のところで、「ただしネオンサインやイルミネーションその他発光することにより常時表示の内容を変化させることができる広告物」とあります。要は、光の強いというよりは、光に動きのあるものについて10mの規制をかけるものです。ただし、常時点灯しているものや間接的に看板を照らす動きのないものに関しましては、信号機への影響は少ないと考え、5mで良いと考えております。

○高橋委員

今、光に動きのあるものというお話をいただきましたが、例えば動きが無くても目に刺さるような強い光を出す看板が多くなっていると思うのですが、そういったものを規制していく場合、比較的照度の高いというのではなく、何ルクスまでという表示の仕方とか制限を打ち出さないと、申請してからダメだったとかそういう形になるのではないかと思います。比較的という表現ではなく、ある程度の規制を設ける方が良いのではないかと思います。

○遠藤会長

警察が策定した規定があった上でのこちらの規定という考え方でよろしいんですね。光が動かないものというのは、例えば信号機と同じような色で丸いものが入っている広告物というのはどのように取り扱われるのでしょうか。

○栗田主幹

そういったものは禁止広告物として対応しております。法令ハンドブックの10ページを御覧いただきたいのですが、信号機や道路標識等に類似するものは禁止広告物として設置することはできない状況となっておりますので、そこではじかれるということになります。

○齊藤良隆委員

条例第2条に書いてある「信号機又は道路標識等に類似し、又はこれらの効用を妨げ

るもの」や「道路交通の安全を阻害するおそれのあるもの」に該当すれば設置してはならないということですね。

○栗田主幹

そうです。大原則となっておりますので、先ほど光の強さや何ルクスといった御意見をいただいたわけですが、信号機の効用を妨げるほど光の強いものは、その段階で禁止広告物に該当するということになります。光が強くても信号機の効用を妨げない場合もございますので、そういった場合はそこまでの規制はできかねますので、光源の強さを具体的に数値化して規制できるかとなると難しいところがありますので、実際現地の状況を見て、効用を妨げるものかどうかを判断することになるかと思えます。

○石山課長

LED照明は各社によって明るさがまったく違っております。段階的に調整はできませんので、信号機の効用を妨げないよう設置していくべきだろうと考えております。LEDの照明の出力だけで決めてしまうのは危険性がございますので、その辺は現場で確認しながら進めていくこととなります。

○富田委員

看板を出す人がある程度判断できないと、文言はこういう文言にしても、こういうものはダメですよというのが分かるようにしておかないと、実際申請を出そうとする人が困ると思うので、基準については整理しておいていただいて、情報を出した方が分かりやすいのではないかと。せっかく申請を出したのに、これは現場を見ないと判断できないということであれば困ると思うので、工夫していただいた方が良いでしょう。

○石山課長

委員がおっしゃるように、運用に際して混乱を招くと思いますので、分かりやすい形で対応させていただきます。

○柴田委員

今のお話に関連しているのですが、今回の条例改正の際に、広告物を設置したいと考えている方々へのPR、改正内容のPRだとか、どこがどういう風変わったのかという周知の方法については、どのように考えているのでしょうか。

○刀根主任

この審議会の議事録を含めまして県のホームページに掲載させていただくことが一つあります。また、関係する団体としまして秋田県屋外広告美術協同組合さんや秋田県興行場生活衛生同業組合さんといったところに向けてチラシ等を作成しまして、組合員の方々に配っていただくとかそういう形で周知を図っていかうと考えております。

○遠藤会長

光の強さの話はでしたが、距離について何か意見はございませんか。20mから最終的には5mということになります。かなり距離が近くなりますが、この辺の説明や他県の状況とかを含めて県の方から御説明いただけますでしょうか。

○栗田主幹

他県の状況に関しましては、はっきり申し上げましてまちまちといった状況となっております。お隣の岩手県では、信号機から一律10mということで規制しておりますし、他では一切距離規制がないという県もありますので、屋外広告物の担当部署と交通管理者とが話し合いをしながら、その実情に応じてやっているという状況でございます。それぞれの地域にはそれぞれの特性がありますので、全国一律の規制という形ではやっておらず、その地域その風土で培ってきたものも踏まえた上で対応しております。

やはり急激に規制を変えとなると、そのハレーションも大きいものですから、今回全面廃止にするのではなく、皆様に少しずつ慣れていただきながら規制緩和に向けた動きを進めていくべきであろうと考えております。

○富田委員

私の理解を付け足していただきたいのですが、おそらく道路区域の中だと交通安全上の理由により道路法や道路交通法なりで縛れるという世界があるんですが、それ以外の民地に対して道路管理者が意見を述べるということはなかなかできない世界の話になっているため、民地の部分は規制が緩くて道路区域は厳しい規制がかかっているのは非常にバランスの悪い状況になってしまう。また、せっかく道路の中で交通安全上の配慮をしていたにも関わらず、その周辺で危険なことが起こるとするのは好ましくない状況だということもあるので、事務局から話のあった交通安全上の秋田県の状況を踏まえた道路区域内のルールを準用するようなものを周辺にも被せていくというような趣旨なのかなと考えております。

○石井委員

私ども業者からすれば、緩和されることはありがたいことですが、今まで設置された看板が排除された事はあるのでしょうか。例えば、自家用の広告でしたら信号機から近い場所でも許可なしで設置できると思いますが、排除や撤去した事例はありますか。

○刀根主任

私が担当してからはありません。引継の際もそういった厳しい指導を行ったという事例は聞いていないので、おそらく秋田ではそこまで強力な指導は行ったことはないと思います。

○遠藤会長

光の強さにしても距離にしても、ケースバイケースで変化するとして理解できたのですが、例えば、田舎の方で真っ暗な街灯もないようなところで発光するものが信号機付近にあるといった場合、明るすぎるものがあれば排除される方向で動いていただけるの

でしょうか。明るさについては、照度の強さだけではないというお話でしたが、かなり差があると思うんですね。明るい都市部での発光と、街灯もないような場所での発光では差が大きいのかなと思います。そういった場合に、さほど光は強くない、距離も離れていない、しかしかなり影響があると思われるものについては、どのように判断されるのでしょうか。

○栗田主幹

それはまさに信号機の効用を妨げるかどうかという話になろうかと思えます。いくら明るくても、一般のドライバーが信号機を十分認識できるということであれば、信号機から10mあるいは5m離れていれば許可すべきものでありますし、逆に光が信号機に向いていて、はっきりと認識できないものについては排除することになろうかと思えます。そういったところについては、先ほど富田委員もお話しされましたが、これを規則で定める上では、先生とお話したことについて、具体的に運用方針を示した上で、許可事務を行っている担当へ通知したいと考えております。

○齊藤良隆委員

信号機につきましては、最近はLED化しており光がだいぶ強くなっております。ですから、多少の障害物があっても認識できるようになってきております。まだ全部というわけではないですが、徐々に改修しております。

○齊藤純子委員

いただいた資料の中で、説明用資料では、改正案は「10m以内に設置しないこととする」と、「5m以内に設置しないこととする」となっておりますが、事前にいただいた資料の新旧対照表と表現が違いますが、改正する際はどちらの表現を使われるのでしょうか。事前に送っていただいた資料の文章の表現が「することができる」ということで、幅広く取れる表現をしておりますが、事前にお話をお伺いした際には、課内の運用で対応していくというようなお話でしたが、今日どちらの表現で最終的な判断をするのかというのをお伺いしたい。

○刀根主任

実際に施行規則を改正する際には、事前にお配りした資料の新旧対照表の表現に倣って改正していきますが、この後の流れとして、審議会終了後に県の条例を担当している部署と協議を行いまして条例としてふさわしい表現方法に変えていくこととなりますので、新旧対照表の新がそのまま改正文になるわけではありません。本日お配りした説明用資料は、分かりやすいように余分な文言を削った形で書いております。

○元木委員

事前に配られた資料だとすると、「することができる」ではなく「設置しない」とか、「この場合はする」、「この場合はしない」という表現はできないのでしょうか。

○遠藤会長

これは法的な用語、言い回しで非常に分かりづらいですね。先ほども柴田委員から周知の方法についてお話がありましたが、この辺も併せて分かりやすく周知していただきたいと思います。

○栗田主幹

確かにこの表現は法的な用語であって、二重否定になってみたり、することができるようになってみたりで非常に分かりにくいものになってしまいます。ですが、先ほど御説明したとおり「ネオンサインやイルミネーションその他発光することにより常時表示の内容を変化させることができる広告物」は10m以内、「それ以外のもの」は5m以内に設置してはならないということで御理解いただきたいと思います。条文上のテクニカルな表現となりますので、馴染みのない表現となってしまいますが、そのように御理解いただくようお願いいたします。

○元木委員

街中には、信号機から5m以内の場所にも看板が設置されているように見えるのですが、そういったものは今後撤去されていくのでしょうか。

○刀根主任

広告物の中には適用除外というものがございまして、表示面積が10㎡以内のもので表示内容が自分の店の名前や業務内容のものでしたら、自家用広告物ということで許可不要で表示できることとなります。信号機から近いものについては、これに該当しているものと思われまます。

○菅原委員

今回の規制の緩和については、10㎡以上の広告物のお話をされていると思いますが、10㎡以内ですごく強い光を放つ広告については、すべて除外されているのでしょうか。

○刀根主任

先ほどお話しに出ましたが、そういったものは禁止広告物に該当するかどうかの判断が必要となります。自家用広告物であっても光が強すぎて交通を阻害するようなものであれば、設置はできないといった指導を行っております。

○菅原委員

ハンドブックを見ていましたら、97～99ページのところに広告物の許可の形態別許可基準が書いてあるんですが、この部分も今日の案件が条例として施行された場合には改正されるのでしょうか。

○刀根主任

当然改正した内容に修正します。

○菅原委員

この改正案は、平面で見て5 m、10 m以内とするんですね。実際は上から平面的に見るのではなく、立面的に高さから見ることになると思いますが、信号機から平面的に5 m、10 mなのか、それとも信号機から立面的に5 m、10 mなのか。信号機から5 mちょっと離れているところに、ちょうど信号機と重なる位置に照明付きの広告があることがあるのですが、そういうものに関しては本当は規制をかけられればいいのですが、その視点から見ると重なるけれど、少しずれると問題ないといったケースがあるので、そういったことも含めて、高さ方向に対する問題はどのような風に判断されるのか気になったので、今後確定するまでに検討していただけたらと思います。

○菅原委員

平面でどれだけ検討したとしても、実際は車で通行した際の信号機周辺の景観が重要になってくるので、それに対する考え方についても、距離だけではなく高さにも配慮してくださいというように、許可する際に指導や説明をしていただきたいと思います。

○遠藤会長

先ほど事務局からの説明において、交通の妨げになっているものは禁止広告物として当初から排除されるとのことでしたので、車や歩いているときに信号機が見えづらい広告があれば排除されていると考えられますがいかがでしょうか。

○菅原委員

それはそのとおりですが、上から平面的に書いただけでは分かりづらいと思います。

○遠藤会長

それは書き方、表現の仕方ということですね。事務局側としてはいかがでしょうか。議案の新旧対照表がそのまま使われるわけではないですね。

○刀根主任

説明用の資料となっておりますので、そのまま使われることはありません。

○菅原委員

いずれ条例が改正された際には、ハンドブックの内容も改正されるとのことでしたので、その際は信号機から10 m以内の環境を考えた設置をしてくださいというのを説明していかないと分かりづらいんじゃないかなと思います。

○富田委員

距離については、視点によって変わってしまうもので、しかも信号機から見通した景色というのは山の上まで見通せて、無限に広がるものだと思います。やはりある程度制限を掛けるという内容ですので、エリアを限ってやるべきだと思います。20 mの基準と

いうものは、おそらく道路管理者や交通管理者は20m離れていれば、広告物との遠近感ですとか、一般的にそれほど大きな影響は与えないだろうということで設定してある基準であると考えられるので、エリアを限ってやらなければ、見える範囲すべてに制限をかけるということでは、秋田県内全部規制しなければならなくなるという話にもなるので、許可をするという立場では、恣意的な部分も増えてしまうことはまずいことから、逆の意味で先ほどある程度はっきりした基準を設けなければならないと申し上げたのは、恣意的な部分を排除しなければいけないため、エリアを限ることについては残しておかなければならないと考えます。実際の規制を行う上で、見通せる場所はダメという基準にすることは難しいかなと思います。

○菅原委員

エリアを限ることについては分かったのですが、実際にそこに立ったときに見える10m以内のところについて、平面だけでなく高さ方向については、5m、10mの規制はかかってくるのでしょうか。

○富田委員

例えば10mの規制があった中で、近づいたり遠ざかったりすることにより角度が変わりますから、地面に近づければ許可できるんじゃないかというお話ですよ。

○栗田主幹

今の考えでは、基本的には信号機の光源と広告物の光源の絶対距離、要は球体で5m、10mという考え方でおります。

○菅原委員

信号を中心として、それを包み込む球体で5m、10mということですね。分かりました。

○栗田主幹

これにつきましても、以前担当レベルで話し合った際にはっきりしていないところでもございましたので、今回の改正の際にしっかりと周知していきたいと考えております。

○高橋委員

説明用資料の最後のページにパブリックコメントについて記載がありますが、一般の方々の意見を吸い上げるような要綱だと思うのですが、もうちょっと分かりやすいような絵なりイラストがないと、意見がないというのは、もしかしたら分からなくて何も言えないこともあるのではないかと思います。何でもそうだと思いますが、パブリックコメントを実施するようなものや審議会などは、内容がよく分からないことで通り過ぎているところがたくさんありすぎて、もう少し分かりやすいようなものがあれば、意見はもっと出てくるのではないかと思います。

○石山課長

お言葉は非常にありがたく頂戴いたします。今後は気をつけていかなければいけないということで、今後の参考にさせていただきたいと思います。本日は委員の皆様からたくさんのお意見をいただいておりますので、来年の4月から予定しております改正につきまして、分かりやすい形で丁寧に説明してまいりたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○齊藤純子委員

周知に関する意見ですが、まったく関係ない人については通り過ぎますが、広告を設置しようとする方に向けて県のホームページに項目があった方が、これから広告を設置するに当たってどういったことに注意が必要なのか分かるのかなと思いますが、現在そういったものはあるんですか。

○刀根主任

都市計画課のホームページの中に、屋外広告物制度という括りがあり、「屋外広告物について」という項目がございますので、そちらをクリックしていただければ詳細について記載されております。今回の改正についても、一つ項目を増やして「屋外広告物条例施行規則の改正について」というような形で対応を予定しております。

○柴田委員

関連してお願いしたいのですが、行政のホームページに載せるのは当然だと思いますが、業者さん側の例えば屋外広告美術協同組合さんにホームページがあるとすれば、そこにリンクを貼るだとか、周知を広く図れるような工夫をお願いできればと思います。

○石井委員

日広連にホームページはありますが、県ではホームページは持っていません。

○栗田主幹

広告を出す方々が、まさか都市計画課が屋外広告物を所管しているとは分からないかもしれませんので、実際に秋田県屋外広告美術協同組合さんと連携を図りながら対応したいと考えております。屋外広告物の施主さんが都市計画課が所管していることが分からないことも考えられますので、周知の方法については組合さんと一緒に考えなければいけないと思います。組合や業者さんのホームページからうまく県のホームページにリンクすれば周知もスムーズに行くのかなと思います。場合によってはチラシなどを作成して、組合さんに置いていただくとか、できる限りの方法により周知を図ってまいりたいと考えております。

○佐々木委員

重複するところもあるかと思いますが、周知のところ、県のホームページを開く機会があるのですが、例えば入札関連ですとか、そういったものを調べようとしたときに、

なかなかお目当ての所にたどり着かないんですね。どうやってもたどり着かず連絡をするとホームページに載せてますと言われ、非常に苦勞することがあります。たくさんの部署が集まったホームページになっていると思いますので、何か変化があったときには、トップページにバナーを貼っていただくとか、開いた人がすぐに分かるような複雑ではない仕組みや運用にしていきたいと思います。

私も審議会に参加させていただいて初めて知ったことなのですが、個人的な話で申し訳ないのですが、興行自動販売機のオペレーターをやっておりますが、屋外広告物の中に自動販売機の文言が出てきたことに驚いております。5 m以内や20 m以内というのを考えて設置したこともなかったのですが、もしかしたら条例に抵触しているものもあったのかなとか、一般人には知らないことがたくさんあるので、屋外広告物を身近なものにさせていただくことが大事なのかなと思いました。

もう一つありまして、実際に広告を表示しようと申請、相談に行った方々への説明の際に、運用においてという話が多かったので、ある程度統一した基準がないと、担当部署のAさんには良いと言われて、Bさんにはダメと言われたということがあったので、基準を厳しくされすぎると業者側にとってやりづらいのですが、ある程度のところで統一を図っていただくことに注力していただければスムーズになるのではないかと感じました。

○元木委員

私の職場の建物で、何か月か前に秋田市の建築指導課から「看板が落下しそうなので、外すか直すかしてください」という話があり、テナントの看板ですがいらないとのことだったので外しましたが、今回そういったところから指摘があったのですが、屋外広告に関連があると思ってお話させていただいております。そういった部署との連携というのはあるのでしょうか。ぜひあってほしいと思うのですが。

○栗田主幹

建築指導課が何かの折にそちらに伺った時に、建物の状況を見て危ないと言われれば、それはもはや誰が見ても危ないものですので、部署間は関係なく危ないものは撤去してくださいというお話になります。屋外広告物の部署からでないと言導がいけないというわけではなく、建築指導の分野からも建築物として指導があると思います。

○元木委員

別の部署でも新しく使われる条例のことは把握されるといった状況になるのでしょうか。そちらからもうまく指導できるような状況になるのでしょうか。

○栗田主幹

屋外広告物を設置する際には、必ずこちらに申請が通りますので。

○富田委員

その指導がこの条例に基づくものなのか、全く別の建築基準法などに基づくものなの

かということを確認した方が良いと思います。今のお話だけではよく分からないことですので。

○元木委員

この看板の話だけではないんですけど、建物のことで来られた。

○栗田主幹

それは建築物に付随する工作物であれば、当然指導されると思います。

○石山課長

それは建物に付いている看板ですよ。たぶん危ないということで指導されたかと思われ。県では屋外広告物監視補助員というものがおありまして、そういう物を発見した場合には監視体制を取りまして、事故が起きそうな場合は未然防止ということで指導や撤去をお願いしております。

○遠藤会長

それでは、第1号議案に戻らせていただきまして、質疑も出尽くしたところかと思われ。いかがでしょうか。

では、第1号議案「屋外広告物の許可基準の見直しについて」裁決を取りたいと思います。本議案について賛成の方は挙手をお願いいたします。

(全員賛成)

全員賛成ということで、本議案につきましては原案どおり可決いたします。

以上をもちまして議事の審議はすべて終了いたしましたので、進行を事務局の方へお返しいたします。

(4) その他

○栗田主幹

会長始め委員の皆様には、活発な御審議をいただきましてありがとうございます。

それでは議題に戻りまして「3. その他」とありますが、委員の皆様から何かございますでしょうか。

(なし)

では、時間もだいぶ押してきているようですが、事務局の方から皆様に御説明させていただきたいことがございますので、担当から御説明させていただきます。

○刀根主任

それでは、私の方から一つ情報提供という形で御説明させていただきます。屋外広告行政における官民連携の取組について、御紹介させていただきます。

○刀根主任

現在全国各地で国土交通省の呼びかけにより官民連携イベント「屋外広告タウンミーティング」等が開催されております。このイベントは、まちあるきやワークショップ等を通じて参加者が「良い広告」「良くない広告」を考える機会を提供する場となっております。

すでに各地で開催されておりますが、東北を見てもみますと、山形、福島、青森、宮城の4県はすでに実施済となっております、岩手県については10月28日に開催予定となっております。当県においては、11月21日に開催する予定としております。

全国で行われているイベントでは、有識者による基調講演や先進事例の紹介、まち歩きやワークショップの開催などが主なものとなっております。こうした取組を行うことで、行政組織間・官民連携の促進、屋外広告制度の普及啓発、また、これらを行うことにより次の制度改正につなげていくことができると考えております。

○刀根主任

次に、具体的に予定している「あきた屋外広告タウンミーティング」の内容についてですが、主催は秋田県屋外広告美術協同組合、秋田県屋外広告士会とし、屋外広告物条例を制定している県、秋田市、横手市が共催となります。参加者は、行政の分野からは実際に許可事務を担当している職員、業界の分野からは組合員や県に登録している屋外広告業者等を予定しております。

内容につきましては、第1部としてプレゼンテーションを行い、屋外広告の現状と課題について説明を行うほか、まち歩きのポイントなどを行う予定です。

続いて第2部としてまち歩きとワークショップを行います。数人にグループ分けをし、それぞれのグループでまち歩きをしていただき、「良い広告」「良くない広告」「気になる広告」といった観点で写真撮影をし、その後グループで討論し、どうすれば良い広告が増えるのか、どうすれば良くない広告が減るのかというのを考えていただき、最後に発表をしていただきます。

最後に国交省又は東北地方整備局から講評をいただき、全国の取組等について情報提供していただく予定としております。

○刀根主任

最後にタウンミーティングの目的と効果についてです。

現状は、県、秋田市及び横手市がそれぞれに独自の条例を施行し許可事務を行っておりますが、条例等の作りはほぼ同じなのですが、運用に若干の違いがあることにより、事務担当者と許可申請者の間でトラブルが発生するおそれがあるため、こうしてタウンミーティングを行い情報共有を行うことがトラブル防止につながるものと考えております。

こうした行政どうしの関係強化の他、第2部の活動を行政と業界、官民が合同で行い、共通の問題に取り組むことで官民連携が図られていきます。また、組合に加盟していない屋外広告業者にも良いアピールになり、組合の組織強化にもつながっていくものと思われれます。実際宮城県では、官民連携活動の強化により、組合への加入業者が増加したという話も聞いております。

これまでは許可権者と申請者という立場でのやり取りだけでしたが、こうしたイベントを行うことによりお互いがより良い広告景観に向かって取り組んでいける環境が作られていくのではないかと思います。

情報提供は以上となります。

(石井委員からあきた屋外広告タウンミーティングのチラシを配布)

○石井委員

まだ確定ではありませんが、こういった内容でタウンミーティングを予定しておりますので、ぜひ御出席いただけたらありがたいです。

○栗田主幹

官民連携の取組の目的としましては、先ほど佐々木委員からお話のありました担当者間で運用に違いが生じるといった件につきましては、官側の意識もこのイベントを実施することによって情報共有を強化できるのではないかとということで、今年度から始めてまいりたいと考えております。

何かこれに対して御意見等ございますでしょうか。

○高橋委員

建築士会の方では、まちづくりの景観とかそういったものについては連携していかなければいけないものと思いますので、こういったお話をどんどんいただいて、一緒にやることができればなと思います。

○栗田主幹

それではこれを持ちまして平成26年度秋田県屋外広告物審議会を閉会いたします。どうもありがとうございました。

平成 年 月 日

議事録署名委員

印

平成 年 月 日

議事録署名委員

印